

勤労者財産形成促進法等の一部改正について

1 改正の経緯

「行政改革の重要方針」（平成17年12月閣議決定）、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2006」（平成18年7月閣議決定）等に基づき、政策金融改革、独立行政法人の見直し及び特別会計改革の観点から、独立行政法人雇用・能力開発機構の行う勤労者財産形成促進業務の在り方について検討が行われてきたところであるが、この検討結果を踏まえ、「中期目標期間終了時の組織・業務の見直しの結論を平成18年度中に得る独立行政法人等の見直しについて」（平成18年12月行政改革推進本部決定）が取りまとめられた（別紙1）。

この度、この決定等を受け、勤労者財産形成促進法、勤労者財産形成促進法施行令及び勤労者財産形成促進法施行規則の一部を改正し、本年4月23日から施行したところである。

2 改正の内容

- (1) 財形持家分譲融資、共同社宅用住宅融資及び多目的住宅融資について、廃止した（別紙2）。
- (2) 助成金等について、必要な経過措置を設けた上で、全て廃止した（別紙2）。
- (3) 財形持家個人融資に係る一般利子補給について、廃止した（別紙2）。
- (4) 財形住宅貯蓄の利子等が非課税とされる適格払出しの範囲に、いわゆるバリアフリー改修工事を追加した（別紙3、4）。

※ 財形住宅貯蓄の適格払出しの範囲は、従来から、住宅リフォーム・ローン減税制度の対象範囲に合わせており、今般、当該減税制度の対象に一定のバリアフリー改修工事が追加されたことから、財形住宅貯蓄の適格払出しの範囲に当該工事を追加した。

中期目標期間終了時の組織・業務の見直しの結論を
平成18年中に得る独立行政法人等の見直しについて

平成18年12月24日
行政改革推進本部決定

中期目標期間終了時の組織・業務の見直しの結論を平成18年中に得る23の独立行政法人等については、主務大臣から別添1の組織・業務全般の見直し案が示されたところである。これらの見直し案については、総務省の政策評価・独立行政法人評価委員会から、当本部の求めに応じ別添2の意見が提出されている。

当本部は、主務大臣及び当該独立行政法人等が、同委員会の勧告の方向性及び意見の趣旨に沿って見直しの具体化を進めるとともに、新たな中期目標及び中期計画の策定等に当たり、同委員会の意見及び行政減量・効率化有識者会議の指摘を十分踏まえ、中期目標期間中に達成すべき水準をできる限り定量的・具体的に定めたものとするよう積極的に取り組むことを条件として、これらの見直し案を了解する。

当本部は、当該法人の見直しの具体化に当たって、前記の趣旨の徹底が図られるよう、主務大臣、当該独立行政法人等及び同委員会から必要に応じ説明を求め、所要の措置を要請することとする。

(別添 1 「独立行政法人北方領土問題対策協会等 23 の独立行政
法人等の組織・業務全般についての主務大臣の見直し案」) 抄)

「独立行政法人雇用・能力開発機構の主要な事務及び事
業の改廃に関する勧告の方向性」における指摘事項を踏
まえた見直し案

平成18年12月7日
厚生労働省

第1 事務及び事業の見直し

3 勤労者財産形成促進業務について

(1) 助成事業について

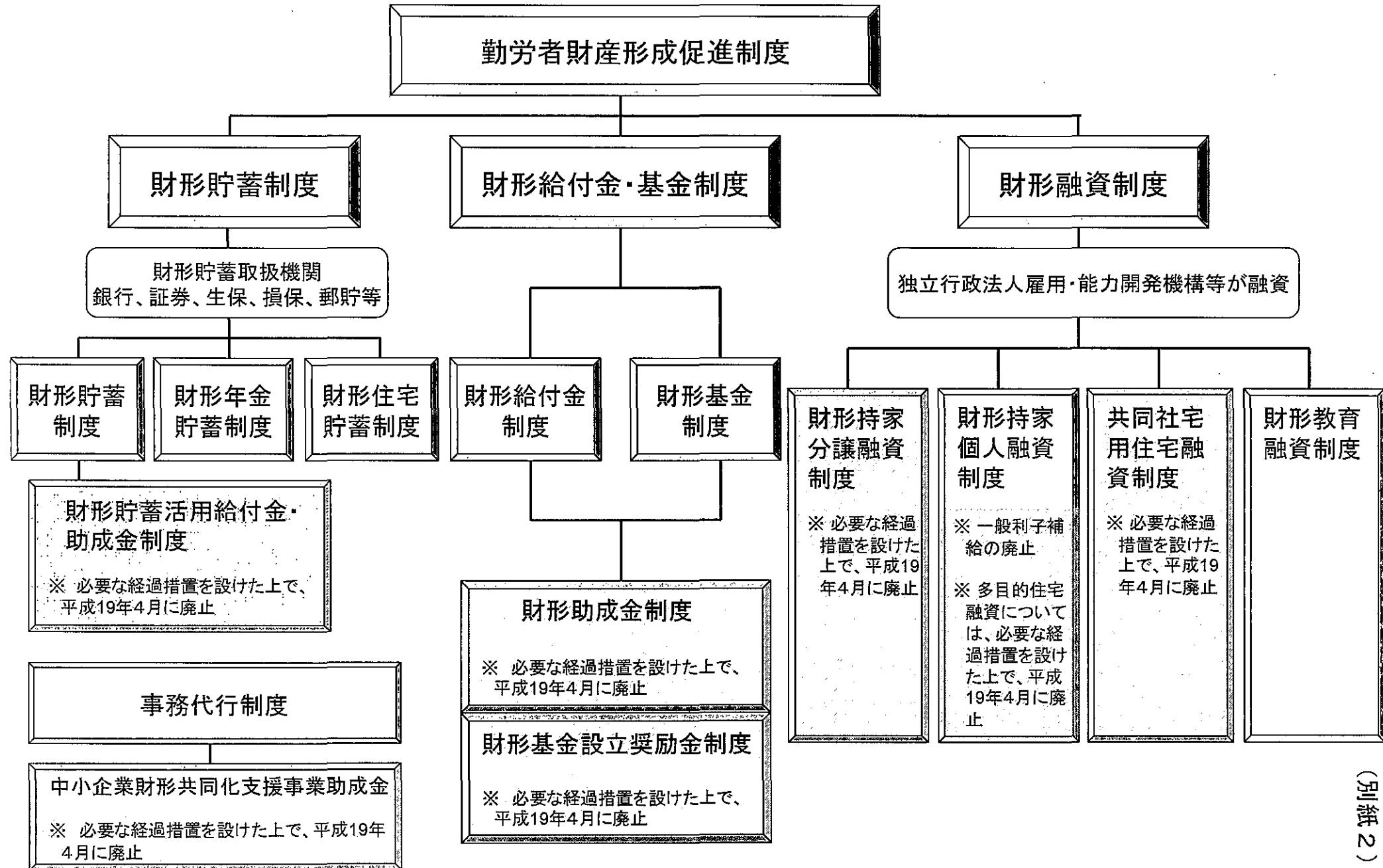
助成事業については、近年利用実績が低調であること等を踏まえ、必要な経過措置を設けた上で、全て廃止するものとする。

(2) 融資業務について

持家分譲融資、多目的住宅融資及び共同社宅住宅融資については、近年利用実績が低調であること等から、廃止するものとする。

また、財形住宅融資に係る一般利子補給業務についても、昨今の低金利の状況や利用実績がないことなどを踏まえ、廃止するものとする。

勤労者財産形成促進制度の概要



○ 租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）

（住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除）

第二十六条 （略）

2～18 （略）

19 法第四十一条第五項に規定する政令で定める工事は、次に掲げる工事で当該工事に該当するものであることにつき財務省令で定めるところにより証明がされたものとする。

- 一 増築、改築、建築基準法第二条第十四号に規定する大規模の修繕又は同条第十五号に規定する大規模の模様替
- 二 一棟の家屋でその構造上区分された数個の部分を独立して住居その他の用途に供することができるもののうちその者が区分所有する部分について行う次に掲げるいずれかの修繕又は模様替（前号に掲げる工事に該当するものを除く。）
 - イ その区分所有する部分の床（建築基準法第二条第五号に規定する主要構造部（以下この号において「主要構造部」という。）である床及び最下階の床をいう。）の過半又は主要構造部である階段の過半について行う修繕又は模様替
 - ロ その区分所有する部分の間仕切壁（主要構造部である間仕切壁及び建築物の構造上重要でない間仕切壁をいう。）の室内に面する部分の過半について行う修繕又は模様替（その間仕切壁の一部について位置の変更を伴うものに限る。）
 - ハ その区分所有する部分の主要構造部である壁の室内に面する部分の過半について行う修繕又は模様替（当該修繕又は模様替に係る壁の過半について遮音又は熱の損失の防止のための性能を向上させるものに限る。）
- 三 家屋（前号の家屋にあつては、その者が区分所有する部分に限る。）のうち居室、調理室、浴室、便所その他の室で国土交通大臣が財務大臣と協議して定めるものの一室の床又は壁の全部について行う修繕又は模様替（前二号に掲げる工事に該当するものを除く。）
- 四 家屋について行う建築基準法施行令第三章及び第五章の四の規定又は国土交通大臣が財務大臣と協議して定める地震に対する安全性に係る基準に適合させるための修繕又は模様替（前三号に掲げる工事に該当するものを除く。）

五 家屋について行う国土交通大臣が財務大臣と協議して定める法第四十一条の二第一項に規定する高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための修繕又は模様替（前各号に掲げる工事に該当するものを除く。）

○ 財形住宅貯蓄で適格払出しの対象となる増改築等の範囲(財形令第14条の2)

- ① 増築、改築、建築基準法に規定する大規模の修繕又は大規模の模様替え
- ② マンションなど区分所有に係る家屋の専有部分について行う次の修繕又は模様替え
 - イ. その区分所有する部分の床の過半又は階段の過半について行う修繕又は模様替え
 - ロ. その区分所有する部分の間仕切壁の室内に面する部分の過半について行う修繕又は模様替え
 - ハ. その区分所有する部分の壁の室内に面する部分の過半について行う修繕又は模様替え (壁の過半について遮音又は熱の損失の防止のための性能を向上させるものに限る。)
- ③ 家屋のうち居室、調理室、浴室等の一室の床又は壁の全部について行う修繕又は模様替え
- ④ 地震等に対して安全な構造方法に関する技術的基準に適合させる工事等に該当する修繕又は模様替え (いわゆる耐震改修工事)

(新規追加)

- ⑤ 高齢者等が自立した日常生活を営むのに必要な構造及び設備の基準に適合させるための修繕又は模様替え (いわゆるバリアフリー改修工事)

【バリアフリー改修工事の具体例】

